

環境対応車導入促進助成金交付要綱

平成15年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)及び公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という)が行う、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するため、環境対応車導入に対する助成金(以下「助成金」という)の交付に関して、必要な事項を定め、もって適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に示すものとする。

- (1)「環境対応車」とは、全ト協が別に定める天然ガス自動車、ハイブリッド自動車等の助成対象車両をいう。
- (2)「事業者」とは、環境対応車をリース又は買取りにより導入し、かつ、使用する貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあつては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成対象車両)

第3条 助成対象となる車両は、全ト協が認めるメーカー・型式とする。(別表 助成対象一覧)

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、別表1に示すとおりとする。ただし、1事業者10台を限度とし、地方公共団体等による補助がある時は、助成額を変えることができる。

2 消費税は、助成の対象外とする。

(車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、令和7年4月1日から令和8年2月27日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。

(助成金交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、様式1「環境対応車導入促進助成金交付申請書(5枚複写)」により令和8年1月20日までに宮ト協に提出するものとする。【事前申請】

なお、予算額に達した場合はその時点で受付終了とする。

2 申請は車両登録前でなければならない。ただし、4月～6月の登録車両に限り、車両登録後の申請を認め、その申請は令和7年7月18日までに行うこととする。

3 申請に必要な添付書類は、別表2のとおりとする。

(助成金交付の決定)

第7条 宮ト協は、事業者より提出された申請書について、その内容が正当であると認めた時は、関係機関の交付決定をふまえ、様式2「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書(5枚複写)」により事業者に交付決定の通知をする。

なお、宮ト協は、通知に際して必要な条件を付することができる。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第8条 事業者は、申請した環境対応車の登録が完了した時は、登録した日から1か月以内に、導入が買取りの時は様式3の1「環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)買取り車用」により、導入がリースの時は様式3の2「環境対応車導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)リース車用」に

より、宮ト協に実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】

なお、令和8年2月に登録を完了した車両も、令和8年2月27日までに宮ト協に報告・請求する。

2 実績の報告及び助成金交付の請求に必要な添付書類は、別表2のとおりとする。

(助成金の交付)

第9条 宮ト協は、実績の報告及び助成金の請求があった場合、交付決定条件に適合すると認めた時は、買取り車にあっては事業者に対して、リース車にあっては事業者のリース契約先に対して、それぞれ助成金を交付する。

(申請の変更・取下げ)

第10条 交付決定後に申請内容の変更もしくは取下げる場合、事業者は、様式4「環境対応車導入促進助成金交付申請[変更・取下]届出書」を宮ト協に提出し、様式5「環境対応車導入促進助成金交付申請[変更・取下]承認通知書」により承認を得るものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第11条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当する時は、宮ト協及び全ト協は当該車両に係る助成金の交付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

ただし、当該車両が初度登録の日から起算して、法定耐用年数を経過した時以降に発生したものについては、この限りではない。

(1) 助成金の交付決定内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反した時。

(2) 事故又は火災等により、当該車両が使用できなくなった時。

(3) 差押又は競売等により、当該車両が使用できなくなった時。

3 前項の場合において、当該助成金が既に事業者に交付されている時は、宮ト協及び全ト協は事業者に対し、期限を定めてその返還を求めることができる。

4 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(車両の処分の制限)

第12条 事業者は、助成金交付対象となった車両の初度登録の日から起算して法定耐用年数(事業用トラックで最大積載量2トン以下「小型」は3年で同2トン超「中型」は4年、「大型」総排気量が3リットル以上は5年)を経過するまでの期間は、譲渡、商号変更を除く使用者の変更、県をまたぐ「使用の本拠の位置」の変更、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ宮ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告の義務)

第13条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあった場合(調査等)、所定の報告を行わなければならない。

(その他の必要な事項)

第14条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和7年4月1日から施行する。

別表1 助成金の交付額

(単位：円)

種 別	区分(最大積載量)	宮 ト 協	全 ト 協	計
天然ガス自動車 【新車】 ※CNG及びLNG	小型(4 t未満)	121,000	122,000	243,000
	中型(4 t以上)	458,000	459,000	917,000
ハイブリッド自動車 【新車】	小型(4 t未満)	96,000	97,000	193,000
	中型(4 t以上)	335,000	335,000	670,000

※上の表の内容とは別に、以下の車両については全ト協のみが助成金を交付する(申請窓口は宮ト協)。

- 天然ガス自動車 【新車】 大型(車両総重量12 t超) 全ト協 1,000,000 円 (CNG及びLNG)
- ハイブリッド自動車 【新車】 大型(車両総重量12 t超) 全ト協 600,000 円
- 電気自動車 【新車】 小型(車両総重量2.5 t超) 全ト協 300,000 円 (助成対象は中小企業者のみ)
- 燃料電池自動車 【新車】 小型(最大積載量4t未満) 全ト協 300,000 円 (助成対象は中小企業者のみ)

別表2 添付書類(第6条・第8条関係)

1 助成金申請(事前申請) の時	① 見積書(写) ② リースの場合は全ト協に提出したリース会社届出書(写)
2 助成金請求(実績報告) の時	(1) 買取りの場合 ① 導入車両の自動車検査証(写) ② 導入車両の代金支払いに係る領収書等(写) ※領収書は、導入車両を確認できる記載(車台番号等)があること。 ※割賦による購入の場合は、割賦販売契約書(写)を添付すること。同契約書に導入車両を確認できる記載(車台番号等)がない場合は、物件受領証等の導入車両を確認できる書類を添付すること。 ③ 電気自動車及び燃料電池自動車場合は、車両の所有者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヵ月以内の履歴事項全部証明書の写し (2) リースの場合 ① 導入車両の自動車検査証(写) ② 導入車両のリース契約書(写) ※リース契約書に導入車両を確認できる記載(車台番号等)がない場合は、借受証等の導入車両を確認できる書類を添付すること。 ③ 電気自動車及び燃料電池自動車の場合は、車両の使用者の貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写し又は事業完了日から3ヵ月以内の履歴事項全部証明書の写し